

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 10 | 児童手当支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草津町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

○事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。
○児童手当システムにおける自然災害等による被害軽減のため、町外に設置してある主サーバーとの接続にあつては、専用回線を利用し、不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

群馬県草津町長

公表日

令和6年12月3日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 児童手当支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認、配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 |
| ③システムの名称 | 児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル 手当情報ファイル 所得状況ファイル 所得情報ファイル 支給ファイル 児童情報ファイル 受給者情報ファイル 支払情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第81項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する] |
| ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠 ・番号法第19条8号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和6年デジタル庁令・総務省令第9号) 第2条の106、107の項 ■情報提供の根拠 ・番号法第19条8号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和6年デジタル庁令・総務省令第9号) 第2条の42、125、141、161の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 愛町部住民課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

| | |
|---|--|
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 草津町役場 愛町部 住民課 吾妻郡草津町大字草津28番地 電話:0279-88-7192(直通) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 草津町役場 愛町部 住民課 吾妻郡草津町大字草津28番地 電話:0279-88-7192(直通) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| | |
|--|---|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | |
|--|---|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | |
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | |

| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、同性同名者がいた場合の十分な再確認、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳事務等では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を原則行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の保管及び廃棄 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>従業者に対する教育・啓発</p> | <p>[十分にしている]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> |
| <p>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する</p> | | |
| <p>最も優先度が高いと考えられる対策</p> | <p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p> | |
| <p>当該対策は十分か【再掲】</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>判断の根拠</p> | <p>特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。</p> | |

